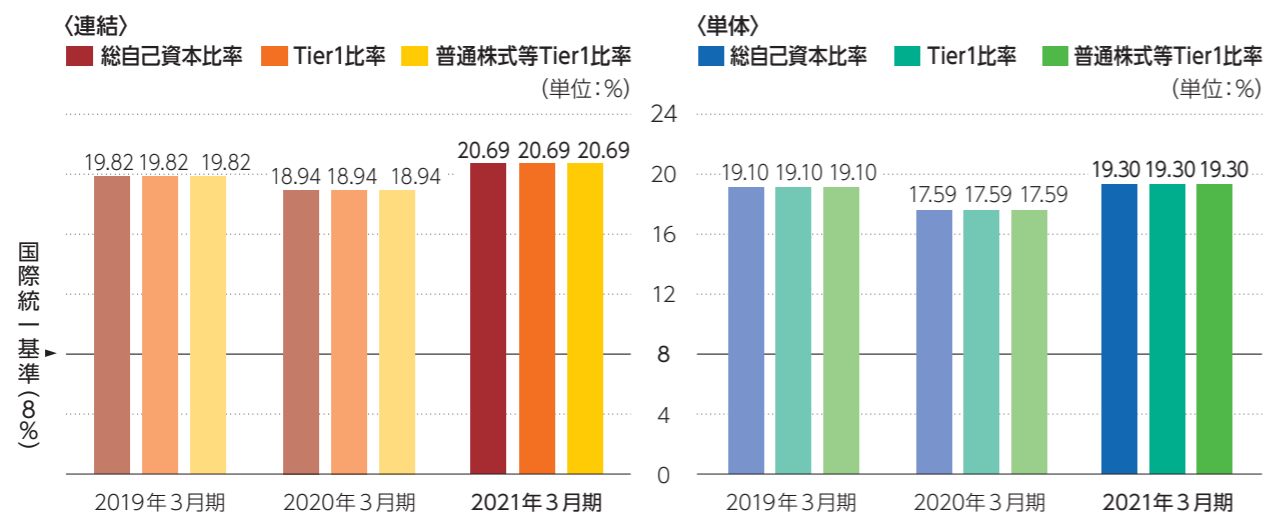


経営の健全性

自己資本比率(国際統一基準)

バーゼルⅢに基づく自己資本比率規制(国際統一基準)では、総自己資本比率が8%以上必要とされています。当行の総自己資本比率(2021年3月期)は、連結で20.69%、単体で19.30%となり、規制水準である8%を大きく上回っています。なお、信用リスク・アセットについては「基礎的内部格付手法」を、オペレーショナル・リスク相当額については「粗利益配分手法」を用いて算出しています。



総自己資本比率
資産に対する自己資本(純資産)の割合。金融機関の健全性を測る指標として用いられ、一定の水準をクリアすることが義務づけられています。海外に店舗を有する銀行は、国際統一基準による自己資本比率規制(バーゼルⅢ基準)で8%以上が必要とされています(Tier1比率は6%以上、普通株式等Tier1比率は4.5%以上必要)。総自己資本比率は右記の算式により算出しています。

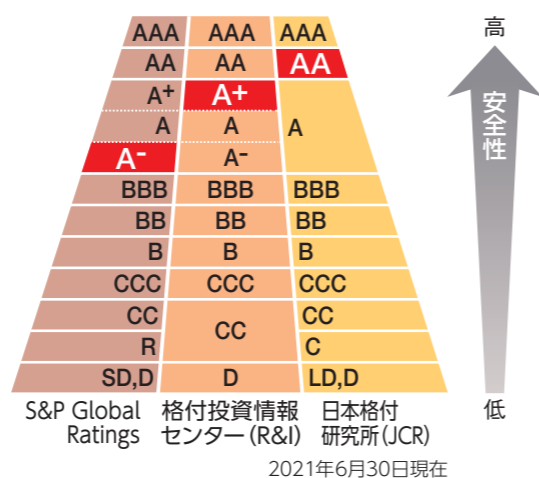
Tier1資本の額
資本金・内部留保等から構成される資本

Tier2資本の額
劣後債・劣後ローン等から構成される資本

Tier1資本の額(普通株式等Tier1資本の額+その他Tier1資本の額)+Tier2資本の額
信用リスク・アセットの額(注1)の合計+オペレーショナル・リスク相当額(注2)の合計を8%で除して得た額
(注1) リスクの度合いに応じて調整した総資産の金額
(注2) 粗利益を業務区分に配分し、それぞれに掛目(リスク・ウェイト)を乗じた額

格付

当行は長期格付について、S&P Global Ratingsから「A-」(金融債務を履行する能力は高い)を、格付投資情報センター(R&I)から「A+」(信用力は高く部分的に優れた要素がある)を、日本格付研究所(JCR)から「AA」(債務履行の確実性は非常に高い)の格付を取得しており、当行に対する高い評価を示しています。



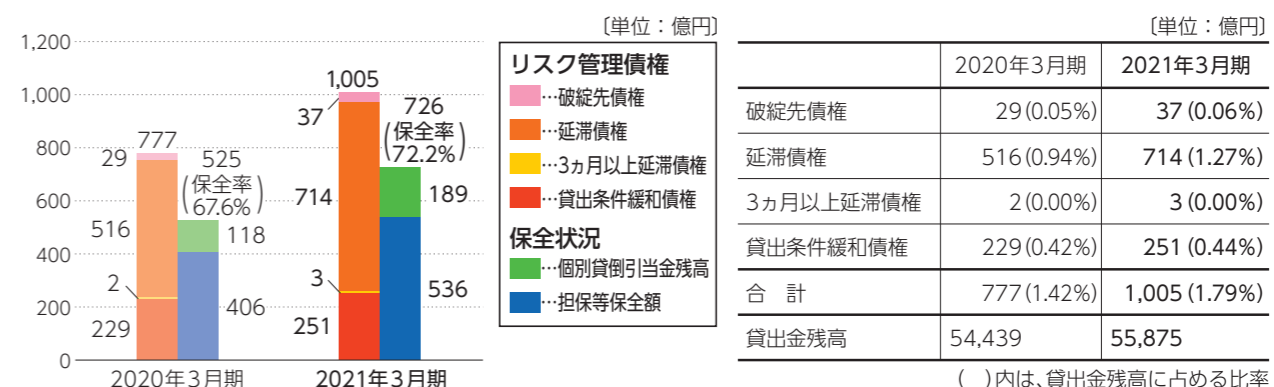
不良債権等の状況

不良債権の開示には、「銀行法に基づくリスク管理債権」と「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権(以下、金融再生法開示債権)」とがあり、2021年3月期の開示額はそれぞれ以下のとおりとなっています。

リスク管理債権

リスク管理債権については、自己査定における破綻先の貸出金を「破綻先債権」、実質破綻先・破綻懸念先の貸出金を「延滞債権」、要注意先の貸出金のうち3か月以上延滞している貸出金を「3か月以上延滞債権」、返済条件や金利等の貸出条件を緩和している貸出金を「貸出条件緩和債権」として開示しています。

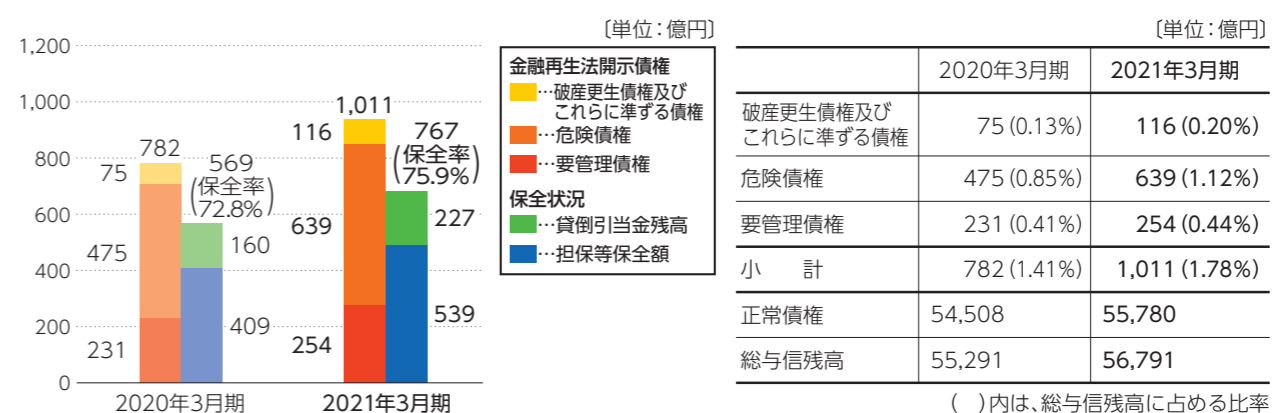
2021年3月期のリスク管理債権額は、対前年度末228億円増加し、1,005億円となっています。



金融再生法開示債権

金融再生法開示債権は、自己査定における破綻先・実質破綻先の債権を「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、破綻懸念先の債権を「危険債権」、要注意先の債権のうち、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」を「要管理債権」として開示しています。

2021年3月期の開示債権額は、対前年度末228億円増加し、1,011億円となっています。



①破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産・会社更生・民事再生などにより経営破綻に陥っている与信先に対する債権及びこれらに準ずる債権

②危険債権
経営破綻の状態には至っていないが、財政状態や経営成績が悪化し、契約に従った元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い与信先に対する債権

③要管理債権(①②以外の債権のうち、以下に該当する債権)
・3か月以上延滞債権
元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出債権
・貸出条件緩和債権
与信先の経営再建又は支援を行うことを目的として、金利の減免、元本の返済猶予、債権放棄など、与信先に有利な取決めを行った貸出債権